政府による過剰米処理等を求める意見書

2014年産米価は、政府が需給対策を放棄し市場任せにするなかで、「前年を数千円下回る11,000円台、12,000円台(1俵60キロ)」となり、全国的に価格が大暴落しました。

また、今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補填交付金も事実 上廃止されたもとで米価が更に暴落し、生産費を大幅に下回るだけでなく、 再生産が根底から脅かされている現状にあります。

政府は、主食用米から飼料用米への転換を、助成金を増額して誘導していますが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、マッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場で十分な対応ができない事態にありました。

そもそも、この間の米価の下落は、2013年、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の食糧部会で、今年6月の在庫が2年前に比べて75万トンも増える見通しを政府が認識しながら、なんら対策を講じてこなかったところにあります。また、「攻めの農業改革」で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも下落に追い打ちをかけました。

このような状態が回復されないと、担い手層の経営が打撃を受けるだけでなく、農地の借り手が無くなるなど地主への影響もあり、耕作放棄地が広がる恐れがあります。また、米から野菜への作付け変更で野菜の価格に影響が出る可能性も否定できず、大変憂慮すべき事態です。

主食である米の需給と価格の安定をはかり、食糧自給率の維持・向上を図るのは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することを求めます。

また、直接支払交付金は今年から半減され、5年後に廃止されること、および今年から米価変動補填交付金を廃止しましたが、これを撤回し、ひきつづき制度を残すことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月16日

鳴門市議会